

■自動車税納税通知書兼領収証書

自動車税 納税通知書

〒880-8501
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎 太郎

納税年度	令和8年度	登録番号	宮崎	〇〇〇ミ〇〇〇〇
税目	自動車税(種別別)	税額		39,000円
事務所	県税・総務事務所	納期限	令和8年6月1日	
備考				

(注意事項)

- 納付場所** (詳細は、納付書裏面をお読みください。)
 - 全国の地方統一QRコード対応金融機関
 - 宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県納税代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県内の郵便・総務事務所
- 課税の概要**
 - この税は、地方税法第146条及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 滞納処分**
 - 納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から経過して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
 - なお、すでに納められない特別な事情(災害・病気など)予備しない支出や収入の著しい減少がある場合は、下記事務所に御連絡ください。
- 不服申立て等**
 - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
 - (2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、何層かを被告として「訴訟」において税を代表する者は宮崎県知事となります。宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その裁決を存しないことにつき正当な理由があるとき。

上記の税額を下の納付書により納めてください。
なお、納期限までに完納されないときは、延滞金がかかります。
令和 年 月 日

宮崎県 県税・総務事務局長

宮崎県 県税・総務事務所
〒880-8501 宮崎市
TEL 0985-221111
FAX 0985-221112

(ここから切り離して納付してください。)

宮崎県 領収済通知書 県税 納付書(原簿)

キャンペーン利用に必要です。 → **領収証書**

車検時に御利用ください。 → **自動車税種別納税証明書(車検用)**

宮崎県 県税・総務事務局長

宮崎 太郎 殿

eL番号 A1234567

令和8年度 自動車税(種別別)	登録番号	宮崎	〇〇〇ミ〇〇〇〇
税額	39,000円	延滞金	
合計	39,000円	納期限	令和8年6月1日

納期限 令和 年 月 日

●●銀行 -8.6.1 ●●支店

(納税者(お客様)印)

確認ポイント①

令和8年度自動車税

確認ポイント②

納期限 (令和8年6月1日) までの日付の領収印

※ 次ページに領収証書を拡大したものを添付しております。

■自動車税納税領収証書

キャンペーン利用に必要です。

↓

領収証書

日付	
署名	宮崎 太郎 殿

宮崎 太郎 殿

eL番号

令和8年度 自動車税			
納税番号	宮崎	000ミ0000	
税額	39,000	円	
延滞金			円
合計	39,000	円	
納期	令和8年6月1日		

上記のとおり納税しました。

納税日付印
(収入印紙不要)

●●銀行
- 8.6.1
●●支店

(納税者(お客様)様)

確認ポイント①
令和8年度自動車税

確認ポイント②
納期限（令和8年6月1日）
までの日付の領収印